

三長介第445号
令和2年1月10日

福祉用具貸与事業者 様
短期入所生活介護事業者 様
居宅介護支援事業者 様

三宅町長寿介護課長

短期入所中の福祉用具貸与の取扱いについて

平素は、本町の介護保険事業へのご協力及び適切な介護保険サービスの提供にお取り組みいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、短期入所生活介護又は短期入所療養介護（以下、短期入所とします）中の福祉用具貸与について、今一度ご確認いただきたく、下記のとおり通知いたします。

記

1. 短期入所施設への貸与品の持込みについて

福祉用具貸与は、あくまで居宅サービスであり、利用者が居宅以外の事業所等において利用する事は原則できません。

また、短期入所施設施設で使用する標準的な用具は、原則として施設が相当数用意するものであり、利用者が福祉用具の貸与を受ける必要はないと考えます。

ただし、短期入所施設は、短期間で入れ替わることを想定される利用者一人一人の状態に応じた特別な用具を、常に備えていなければいけないという義務は課せられていません。

これらをふまえた上で、次の特別な理由がある場合において、短期入所施設入所中の福祉用具貸与費の算定ができると考えます。ただし、いずれの場合においても、事前に当課へご相談ください。

なお、ご相談の際にケアプラン等のご提出をお願いすることがあります。

特別な理由がある場合

- (1) 短期利用（施設の空きを待つための入所は含まれない）の場合に、居宅において貸与を受け利用していた福祉用具を、利用者が希望（体格に合っている、使い慣れた物を使用したい等）し、それを施設が用意出来ない場合。このとき事業所側から持込みを強要することはできません。

- (2) 担当省会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果、施設が用意している用具では利用者の心身の状態を考慮して困難と判断される場合。ただし、施設で用意されている福祉用具で対応できないかを十分に検討してください。
- (3) 施設は相当数の福祉用具を備えていたが、福祉用具利用者が想定より多く、当該用具が不足している場合。ただし、十分に次の事項を検討してください。
- ①施設使用検討時に在庫数等の確認を行ったか。
 - ②他の短期入所事業所を利用することは不可なのか。

参考：奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成24年10月22日奈良県条例第17号) 第152条第4号
介護保険法(平成9年法律第123号)第8条

2. 福祉用具貸与費の算定について

短期入所を利用中でも福祉用具貸与費の算定は認められています。これは、短期入所中の短い期間で福祉用具を一度返却し、退所後再度搬入することが不合理であるということから認められているものと考えます。ただし、短期入所の長期継続利用など、当該月に一度も自宅に戻らなかった場合は、当該月の福祉用具貸与費の算定は認められません。

＜ひと月に満たない算定方法＞

①短期入所期間を除いた日割り計算。

※契約により、半月分又は1ヶ月分の請求であっても差し支えありません。

②実質利用日数は半月以下であるが、月の前半と後半に利用がある場合は、1ヶ月分の請求であっても差し支えありません。

参考：平成12年3月1日付老企第36号 第二通則(2) サービス種類相互の算定関係について
平成15年6月30日付事務連絡 介護報酬に係るQ&A Vol.2

三宅町長寿介護課
TEL：0745-44-3074